

Ⅲ. 自主規制規則の改正等について

3. 会員等の役員使用人に関する規則の一部改正について

- (1) 本会では、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」といいます。）に基づき、会員並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「役員使用人等」といいます。）に、商先法や自主規制規則等に違反する行為があったと認められた場合には処分を、指導又は勧告を必要とする不適切な行為があったと認められた場合には指導又は勧告を行っています。

このうち処分については、役員使用人等が登録外務員であるか否かによって異なり、①登録外務員である場合には、2年以内で定める期間登録外務員の職務の停止、又は外務員登録の取消しのいずれかが、②登録外務員でない場合には、5年以内の期限を定めて外務員としての登録の拒否が科されます。

- (2) 指導等規則に基づいて前述の指導、勧告、処分（以下「指導等」といいます。）を受けた役員使用人等については、会員等の役員使用人に関する規則（以下「役員使用人規則」といいます。）第5条により、採用に当たって会員は、その者が商品先物取引業務を適正に行えるよう教育・指導を実施し、再発することのないよう管理・監督する必要があります。

また、処分のうち外務員登録の取消しを受けた役員使用人については、指導等規則第16条に基づいて不都合行為者とし、役員使用人規則第4条により、会員は、その者が不都合行為者として決定を受けた日から5か年間は役員使用人として採用することが禁止されています。

このため、役員使用人規則第3条により、会員は、最近5か年間に他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であった者を採用しようとするときは、その者が当該期間に役員使用人規則に基づく指導等を受けた事実の有無及び不都合行為者の決定を受けた事実の有無について、あらかじめ本会に照会しなければなりません。

- (3) この照会の対象となる者について、商品先物取引業務以外で採用する者も対象と解釈されかねないことから、役員使用人規則第1条、第4条及び第5条において対象となる者は商品先物取引業務に従事させる予定の者に限られる旨を明確にするよう改正するとともに、最近5か年間に他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であった者が、社内異動により商品先物取引業務に従事することになる場合にも照会する旨の規定を役員使用人規則第3条第3項として新設することとし、第42回自主規制委員会（2月23日開催）の審議を経て、第94回理事会（3月2日開催）において決定し、即日施行しました。

新	旧
第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）の公共性及びその社会的使命の重要性に鑑み、会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（ <u>商品先物取引業務に</u>	第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）の公共性及びその社会的使命の重要性に鑑み、会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（以下この規則におい

新	旧
<p><u>従事する者に限る。</u>以下この規則において同じ。以下「役員使用人」という。)について、その服務基準及び・・・(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定は、最近5か年間に他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であった者が、社内異動により商品先物取引業務に従事することとなる場合にも適用する。</u></p>	<p>て同じ。以下「役員使用人」という。)について、その服務基準及び・・・(略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>
<p>第4条 会員は、指導等規則第16条の規定により本会が不都合行為者として決定した者については、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5か年間は<u>役員使用人</u>として採用してはならない。ただし、・・・(略)</p>	<p>第4条 会員は、指導等規則第16条の規定により本会が不都合行為者として決定した者については、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5か年間は採用してはならない。ただし、・・・(略)</p>
<p>第5条 会員は、本会より指導等規則に基づく指導、勧告、処分（不都合行為者を除く。）を受けた者を<u>役員使用人</u>として採用するにあたっては、・・・(略)</p>	<p>第5条 会員は、本会より指導等規則に基づく指導、勧告、処分（不都合行為者を除く。）を受けた者を採用するにあたっては、・・・(略)</p>